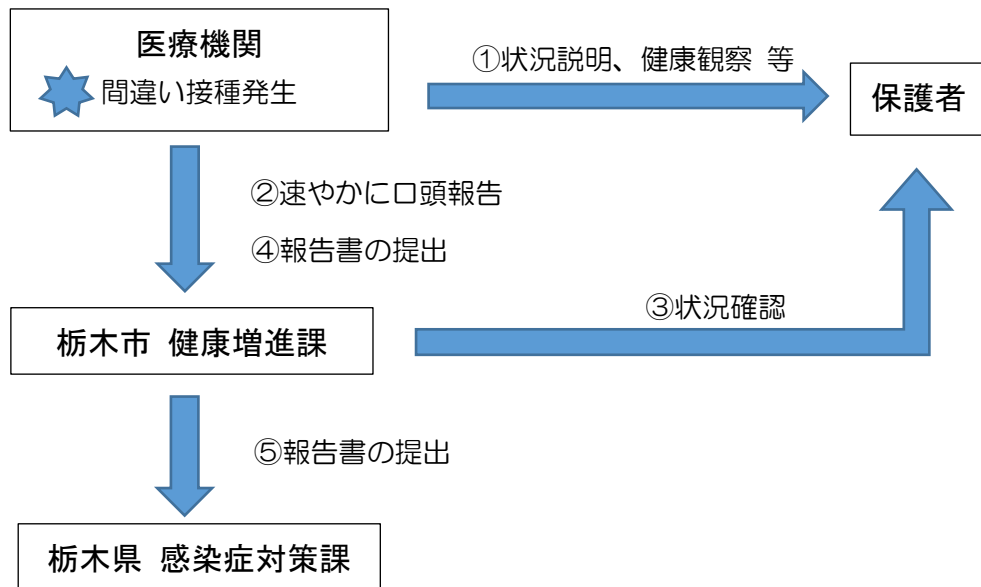
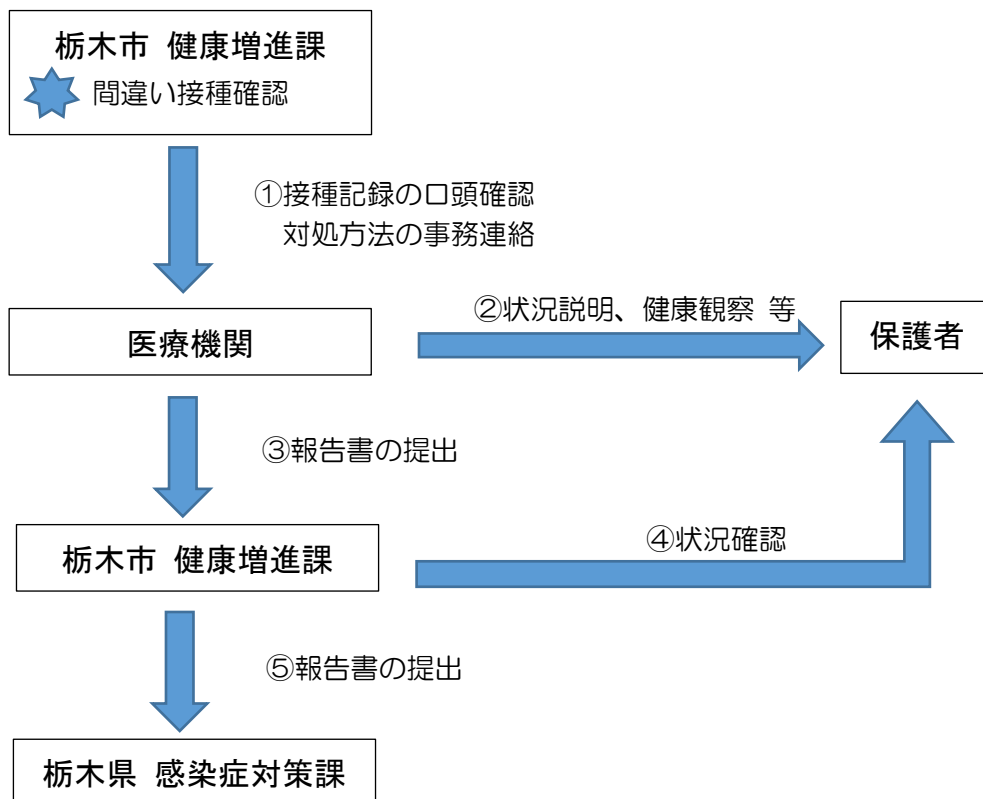


間違い接種発生時のフロー

○医療機関において確認された場合（接種直後に間違いに気づいたとき等）



○市健康増進課において確認された場合（請求書添付の予診票から気づいたとき等）



※間違い接種をしてしまった場合、その予防接種は定期接種の扱いにはなりません。（任意接種扱い）
したがって、使用したワクチンは定期接種用として市の契約単価で購入（準備）したものになっていると思いますので、その分のワクチンを医療機関において別途補充していただく必要があります。
補充ワクチン費用及び当該接種に係る手技料の負担については、保護者と医療機関において協議ください。
なお、間違い接種分の委託料は市に請求できません。ワクチン使用状況報告書にもその分を記載する必要はありません。
※おたふくかぜについては、任意接種のため、市の契約単価はありませんのでワクチン補充の必要はありません。